

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（土木局）財政援助団体監査（西宮市環境衛生協議会）出資団体監査（株式会社鳴尾ウォーターワールド）及び指定管理者監査（特定非営利活動法人にしのみやNPO協会）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第12項の規定により公表します。

平成26年7月3日

西宮市監査委員 亀井 健  
同 鈴木 雅一  
同 ざこ 宏一  
同 八木 米太郎

付 記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
土 木 局	平成25年11月25日	平成25年11月26日	平成26年5月12日
西宮市 環境衛生協議会	平成25年11月25日	平成25年11月26日	平成26年3月26日
株式会社 鳴尾ウォーターワールド	平成25年11月25日	平成25年11月26日	平成26年5月2日
特定非営利活動法人 にしのみやNPO協会	平成25年11月25日	平成25年11月26日	平成26年5月27日

措置の内容

別紙のとおり

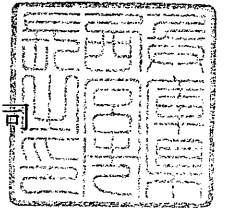


西市協発 第 12号  
平成26年5月27日

西宮市監査委員 亀井 健様  
同 鈴木 雅一様  
同 上田 さち子様  
同 町田 博喜様



西宮市長 今村 岳



監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 措置を講じた部局 市民局
- 2 監査結果報告名 指定管理者監査結果報告  
(特定非営利活動法人にしのみやNPO協会)
- 3 監査結果提出日 平成25年11月25日報告監第16号
- 4 措置状況 別紙のとおり

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16-6 頁

3 施設の利用状況及び使用料収入の状況

年度協定書では、当日の使用料等を翌営業日までに銀行口座に納入すると規定していますが、複写機等使用負担金は半月ごとの納入となっていました。今後、協定書に従った適正な処理に努めてください。

(講じた措置)

複写機等使用負担金について、協定書に従い、当日分を翌営業日までに納入するよう改めました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16-6 頁

3 施設の利用状況及び使用料収入の状況

冷暖房使用料は利用当日に支払うことができますが、その場合は申込み時と当日の 2 回、同じ様式の使用許可申請書を提出する必要があります。申請書と使用料の突合確認が複雑になるほか、利用者にとっても煩雑な手続きとなっています。より簡便な申請方法について検討してください。

(講じた措置)

冷暖房使用料について、当日に支払う場合は申込み時と同様式の使用許可申請書を提出する必要がありますが、同様式への記入は条例上必須であり、記入を省略することはできず、現在の受付方法がシステム化されていないため、手書きによる記入が必要です。しかしながら、当日支払いが可能である点は利用者にとってもメリットであるため、現行の受付方法は継続し、受付方法のシステム化による簡便な申請方法について検討をまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16-9 頁

6 所管部局での業務実施状況

(2) 業務実施状況の確認等

事業報告書は、指定手続条例第 8 条及び基本協定書第 10 条で、年度終了後 30 日以内にセンターの管理業務実施状況及び利用状況、使用料等の収入実績、管理に係る経費の収支状況などを記載し提出することとされています。24 年度の事業報告書は 25 年 4 月 30 日付で提出され、同日付で文書受付が行われていますが、使用料等の収入実績については記載がなく、管理に係る経費の収支状況については支出のみで収入に関する記載がありません。今後、適正な事業報告書の提出を指導するとともに、業務の実施状況、予算と実績の差異、事業計画書の達成状況等について十分な分析・評価を行い、管理運営の改善やサービスの向上につなげるよう努めてください。

(講じた措置)

事業報告書について、使用料等の収入実績について報告するよう指定管理者に指導しました。今後、業務実施状況等について分析・評価を行い、改善に努めます。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16-9 頁

6 所管部局での業務実施状況

(2) 業務実施状況の確認等

センター敷地内に設置されている遊具については、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、日常点検を週1回以上行い、市指定の点検記録書を作成し四半期ごとに提出するとされていますが、点検記録書は提出されておらず、市指定の様式も定められていません。遊具の必要性を再検討した上で、指定管理者に対し適切な指導を行ってください。

(講じた措置)

センター敷地内に設置されている遊具について、市指定の様式を作成し、日常点検を週1回以上行うよう、指定管理者に指導しました。

また、遊具の必要性については、今後センター近隣の地元関係者からの意見も参考として検討を行ってまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16-9 頁

7 むすび

今後とも、市は、業務の履行状況を的確に把握し、適切なモニタリングを行うことにより課題の抽出等を行い、民間の能力を活用し、より効果的、効率的な運用ができるよう指導・助言を行ってください。

また、協会は、センターの設置目的を達成できるよう市と連携・協働して事業の実施に努めてください。

(講じた措置)

今後とも市・協会による協議を行い、より効果的・効率的な施設の運用に努めてまいります。